

別記第5

交付申請書添付書類チェックリスト

チェック	番号	書類名称	特記事項
		交付申請書	
	①	補助対象設備の設置に係る見積書の写し (原則、2者以上とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工業者選定に当たっては、原則として2者以上から見積りを取得し、より安価な施工業者を選定してください。ただし、2者以上が困難な場合(例：早期に導入しなければ希望する設備を期限内に設置することが困難)は、この限りではありません。 ● 見積書は、「太陽光発電設備等の設置費用の区分等内訳について」(別記第4)を参考に作成を依頼してください。 ● 蓄電池の価格は、12.5万円/KWh(工事費込み・税抜き)以下となるように努めてください。具体的には、2者以上から見積りを取得する、2者以上の販売事業者に対して12.5万円/KWh(工事費込み・税抜き)以下となる蓄電システムの調達可否の確認を行うなど、確認したことが分かる書類を提出してください。蓄電システムの販売業者については、以下の検索フォームをご活用ください。 https://sii.or.jp/DRchikudenchi05r/agency/search?prefecture=&maker=&store-kana=&retailers-kana=
	②	補助対象設備の設置場所	● 敷地の図面(1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください。
		その付近の見取図	● 住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください。
	③	補助対象設備の仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品カタログ(写し可)など設備の仕様が分かる資料 ● 太陽光発電設備のパネル(モジュール)出力、パワーコンディショナーの出力、蓄電池の容量を確認します。
	④	蓄電池の仕様を確認するための書類	● 蓄電池の仕様を満たしていることを確認します。「蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト」(別記第3(補足))を活用して書類を提出してください。なおチェックリストのうち、保有期間、廃棄方法及びアフターサービスの項目については、実績報告の時に提出してください

			<ul style="list-style-type: none"> ●令和4～7年度戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の補助対象として一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された蓄電システムを設置する場合、同法人が公表する蓄電システム登録済製品一覧のパッケージ型番と設置する蓄電システムの型番が一致していることを示す資料を提出することでチェックリストの提出を省略することができます。蓄電システム登録済製品一覧は以下のページを参照してください。 https://zehweb.jp/registration/battery/
	⑤	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ●申請手続を委任する場合のみ必要 ●行政書士等へ事務を委任する場合は、委任関係が分かる書類を提出してください。
	⑥	誓約書（申請者用と施工業者用）	<ul style="list-style-type: none"> ●別添誓約書を確認のうえ、申請者用と施工業者用をそれぞれ1部提出してください。 ●施工業者用については、契約後速やかに提出してください。（ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています。）
	⑦	発電電力の消費量計画書	<ul style="list-style-type: none"> ●様式は任意とします。 ●自家消費の割合が分かるよう、年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」を必ず記載してください。また、「過去1年間の電気代（新築を除く。）」「世帯人数」についても記載してください。
	⑧	その他町長が必要と認める書類（ア～ウ）	<p>次の書類を添付書類として、提出してください。</p> <p>ア 申請者の住民票 （各情報の閲覧に同意した場合と転入予定者は不要）</p> <p>イ 町税に滞納がないことを明らかにする書類 （各情報の閲覧に同意した場合及び転入予定者は不要）</p> <p>ウ 設備を設置する住宅の所有者の分かる書類 （現に申請者を課税対象者として当該住宅に固定資産税が賦課されており、かつ、各情報の閲覧に同意した場合、当該住宅の引渡し前である場合は不要）</p>